

基本方針Ⅱ 農村を守り、地域を支える農業の推進

展開方向1 農村を支える人財の確保

- 地域農業を支える多様な農業人材の営農継続・発展に向けて、リスクリング等の推進や、農業機械・施設導入等の初期費用の負担軽減に取り組みます。
- 高齢農業者や兼業農家等を支援する農業支援サービス事業体（農外企業を含む）の育成と活動の促進を図るため、組織の立ち上げや活動に必要な農業機械等の導入を支援します。

【施策】

1) 多様な農業人材の確保	
2) 他産業を含めた農業支援サービス事業体の確保	
3) 農福連携の推進	
4) 短時間労働など柔軟な働き方の推進	
5) セーフティネットの確保・整備	(1) 農業保険制度の普及 (2) 生産資材費の高騰対策 (3) 野菜価格安定制度の推進 (4) 農作業安全の確保

【指標】

番号	指 標	現 状 (R6年度)	目 標 (R12年度)	目標の考え方
1	多様な農業人材経営計画 認定制度の認定者数	109名	700名	100名／年の増加を目指します。
2	農業支援サービス事業体 数	24事業体	60事業体	6事業体／年の増加を目指します。
3	農福連携地域協議会に参 加する市町数	1市町	3市町	農福連携等推進ビジョン2024改訂版の KPI(200市町村)の1%を上積みします。
4	収入保険加入率	36.5%	50.0%	これまでの増加傾向を基にした推計値 (46.3%)を約1割上回る50.0%の加入 率を目指します。

基本方針Ⅱ 農村を守り、地域を支える農業の推進**展開方向1 1) 多様な農業人材の確保**

- 兼業農家、定年帰農者などの農業人材の確保・育成を図るため、「多様な農業人材経営計画認定制度」のより一層の周知を図るとともに、制度の拡充を図ります。
- 営農の継続・発展に向けて、多様な農業人材のリスキリング等の推進や、農業機械・施設導入等の費用負担軽減に取り組みます。

現状と課題

- 認定農業者等の核となる担い手への農地集積率が約3割と伸び悩む中、本県の耕地面積の約7割は、兼業農家や定年帰農者などの多様な農業人材に支えられています。こうした状況を踏まえると、核となる担い手だけでなく多様な農業人材にも農業を担っていただき、地域の農地を支えていただく必要がありますが、地域計画には十分に位置付けられていないことから、規模の大小にかかわらず、営農の意向を反映させ、将来の農地の受け手に位置付けていく必要があります。
- このことから、本県独自の「多様な農業人材経営計画認定制度」を創設し、経営計画の達成に必要な支援に取り組んでおり、令和6年度末までに109人が認定されています。今後、農業に携わる経営体数が大幅に減少することが見込まれることを踏まえると（農林水産省試算）、多様な農業人材のより一層の確保が必要です。
- 多様な農業人材が、将来にわたって地域の農地を活用するためには、引き続き、生産技術、経営力向上に向けた知識・技術の習得を促進し、営農の継続や発展に向けた取組を進めていく必要があります。
- また、農業機械・施設の導入費の高騰を理由に、機械等の故障を機に営農継続を断念する農業者も見られることから、農業機械等の初期投資の抑制を図る必要があります。

具体的な施策

- 県内外から意欲ある多様な農業人材を確保するため、新規就農専用サイト等により本県農業の魅力や県の支援策など必要な情報の提供を行うとともに、関係者と連携し、多様な農業人材経営計画認定制度のより一層の周知を図ります。兼業農家や小規模農家等の多様な農業者の地域計画への位置付けを推進し、一定の役割を果たしながら持続的な農業生産や農地の保全等が行われるよう支援し、地域における農地等の利用の最適化を推進します。

多様な農業人材に対しては、農業改良普及センターを中心とした生産技術や経営改善の伴走型支援や、農業大学校での講座や研修等の充実を図り、生産技術、経営力向上に向けたリスクリング等を推進します。

経営の継続や発展を図る多様な農業人材に対して、市町と連携して農業機械・施設の導入を支援します。また、農作業や農地の維持管理の一部を請け負う農業支援を充実するとともに、農業用機械のレンタルなど共同利用を推進することにより農業機械の「所有から利用」への転換を進めることで、機械更新や農作業の負担を軽減し、営農を継続できる環境整備に努めます。



多様な人材支援事業相談会

香川県 自分スタイルで地域農業を支える

多様な農業人材を 応援します!

定年退職後から
就農しました。

副業で
始めてます!

移住して農業
始めました。

多様な農業人材とは

農業従事者、半農半X、定年退職者、専業農家（概となる若い手以外）など、地域農業に貢献する意欲のある農業者のこと。

地域農業が持続的に発展していくためには、認定農業者、認定新規就農者、農業法人などの核となる若い手と、高年齢農業や定年退職者など「多様な農業人材」が協力して、地域の農業・農地を守っていくことが重要になっています。

香川県では全国に先駆けて「多様な農業人材経営計画認定制度」を創設し、認定を受けた方の規模拡大や新たな品種・新技術の導入などの経営計画の達成に向けた取組みを支援しています。

計画達成に向けた支援策

補助金

トラクターや田植え機、ビニールハウスなどの購入、研修施設の整備等の費用の一部を支援します（条件等は要領を参照ください）。

研修等

農業改良普及センターや農業大学校で、野菜や果物の栽培講習や、パイプハウス移設講座、経営相談などが受けられます。

上限 **200万円**
(事業費の1/3以内)

多様な農業人材経営計画認定制度

経営計画に農業従事者や定年退職者など若い手として、市町が認定する地域計画（多様な農業人材経営計画）を認定する制度。

（※地域計画は、農業者や地域のみなさんの話し合いにより策定される将来の農地利用の姿を明確にした経営計画のこと。）

多様な農業人材経営計画の認定を受けるための要件（1～4の全てを満たすこと）

- 1 地域計画に「農業を営もう者」として記述されていること又は添付されていることが農業と見込まれること（認定農業者、認定新規就農者、半農半X農家、専業農家は対象外）
- 2 認定後5年以上継続する意欲があること
- 3 農業所得総額50万円以上を目標とすること（※農業所得総額の概算額となっている場合、その活動に費まれる総額が目標額に達しない場合は認定されない。）
- 4 地域農業の発展・発展に寄与し、積極的な農業従事を目指すこと

多様な農業人材経営計画の認定の手順

【申請期間】9月認定は4～7月、3月認定は10～1月

申請者（農業従事者） → 地域計画の作成（市町） → 認定申請（市町） → 認定（市町） → 認定後（市町）

※申請前に、農業改良普及センターに事前相談をお願いします。

多様な農業人材経営計画の認定を受けた方への補助事業の概要

地域農業を担う多様な農業人材として認定された認定農業人材の規模拡大や新たな品種・新技術の導入など経営計画の達成に必要な取組を補助・奨励の支援を行います。

1 対象者 認定農業人材（多様な農業人材経営計画の認定を受けた者）

2 対象となる事業内容 ①新たに導入する農業用機械・施設
②既存ビニールハウスなど既存施設の整備にかかる費用・材料
③農産物の1/3以内（果1/6以内、肉配1/6以内）
土庫200万円（市町100万円、市町100万円）

3 申請資格 市町農業改良普及センターに申請する。

4 申請期間 ①地域計画の策定・確認や新たな機械の導入、新たな品種・新技術の導入など。
②地域計画の策定・確認や新たな機械の導入、新たな品種・新技術の導入など。

5 補助金 申請者の申請計画（認定計画、積極的な農業従事等）を審査し、予算の範囲内で決定します。申請計画は事業実施年度の終了年度（目標年度）までに達成している必要があります。

多様な農業人材経営計画認定の申請先

農業改良普及センター（市町）市町農業改良普及センター（市町）
小豆農業改良普及センター（小豆町）市町農業改良普及センター（市町）
小豆農業改良普及センター（小豆町）市町農業改良普及センター（市町）
小豆農業改良普及センター（小豆町）市町農業改良普及センター（市町）

地域計画に関する問い合わせ、補助事業の申請先
各市町農業改良普及センター

問い合わせ先
香川県農業改良普及センター 香川県農業改良普及センター 香川県農業改良普及センター

香川県農業改良普及センター 香川県農業改良普及センター 香川県農業改良普及センター

多様な農業人材の経営計画認定制度

基本方針Ⅱ 農村を守り、地域を支える農業の推進**展開方向1** 2) 他産業を含めた農業支援サービス事業体の確保

- 農作業を補完する受託組織や農業支援サービス等の設立・拡大を促進し、活動に必要な農業機械等の導入を支援することで、農業者の作業負担低減を図ります。
- 農業支援サービスとして、酪農ヘルパーの推進、家畜人工授精師養成講習会、家畜商講習会の開催を実施します。

現状と課題

- 狭小な農地や特殊な水利慣行など、本県の特性を踏まえると、認定農業者等の核となる担い手だけで地域の農地やため池・水路などを守ることは困難であり、集落営農の組織化や高齢化した既存組織の次代への円滑な経営継承に向けた後継者育成を進めるほか、農業者の作業負担低減を図るため、農作業や農地管理作業の外部委託など、地域農業を支える農業支援サービス事業体のさらなる育成が必要です。



農業支援サービス（草刈り）

- 現在、兼業農家や定年帰農者などの農業人材が共同で地域の農地の維持管理を受託する農業支援グループが24団体（令和6年度末現在）設立されていますが、地域偏在が見られることから、空白地域の解消を図る必要があります。
- 農業支援サービスによる農作業の省力化・効率化を図るため、農業支援サービス事業体の作業受託に必要なスマート農機等の導入を支援することが必要です。
- 畜産業は高齢化が進み、畜産農家は後継者不足、人材不足という深刻な課題に直面しており、高齢化の進展は、畜産経営において新たな技術や知識の継承が難しくなることを意味し、経営を継続していく上で大きな障害となっています。

具体的な施策

- 農業支援グループについては、農業支援の空白地域を埋めるために広域的な農業支援サービスを行う法人などの多様な農業支援サービス事業体を育成するため、立ち上げに必要なニーズ調査やサービス試行、サービス提供に必要な人材の育成等について支援します。
- 作業受託に必要なスマート農業用機械等の導入の支援に取り組むとともに、農業用機械などのシェアリングなど初期投資を抑制する取組を関係機関と連携して推進します。

- 後継者不足、人材不足対策として、酪農ヘルパーの推進に努め、酪農家の業務代行、人材不足の酪農家へのサポートを実施します。

- 家畜人工授精師養成講習会や家畜商講習会を開催し、技術や知識の普及、専門資格の取得を図ることで、家畜の適正な取引をサポートし、営農継続を図ります。



農業支援サービス（ドローン防除）

基本方針Ⅱ 農村を守り、地域を支える農業の推進**展開方向1** 3) 農福連携の推進

- 農作業を担う人材として障害者を位置付け、参加する障害者就労施設や作業人数の増加を促進します。
- 各地域の事情に応じた農福連携を進めるため、農業者、障害者就労施設、行政等の連携を図る体制づくりを進めます。

現状と課題

- 全国的には、農業者による障害者の直接雇用、または障害者就労施設内において農業に取り組む事例が多い中、本県では、施設外での農作業を障害者就労施設が請け負う点に特徴があり、農業者と障害者就労施設間の斡旋は特定非営利活動法人香川県社会就労センター協議会（セल्प）が行っています。
- 農作業の需要は多いにもかかわらず、農福連携に参加する障害者就労施設の減少や移動時間の増加等により、セल्पの斡旋実績は近年停滞しています。
- 農作業の繁閑の差が大きいことも農福連携を推進する阻害要因となっており、年間を通して農福連携に従事できるよう農業者と障害者就労施設との関係の強化が必要です。

具体的な施策

- 農福連携に参加する障害者就労施設の掘り起こしとサポート体制の充実により、参加施設数の増加を図り、セल्पと連携した農福連携の拡大を促進します。
- 各地域の事情に応じた持続的な農福連携を進めるため、地域内で農業者、障害者就労施設、行政、JA香川県等とセल्पの連携を図る農福連携地域協議会などの体制づくりを促進します。



農福連携

- 農業者が周年で農作業を依頼するなど、障害者就労施設の運営にも配慮するとともに、農業法人が自ら障害者就労施設を設立して行う農福連携を支援します。

基本方針Ⅱ 農村を守り、地域を支える農業の推進

展開方向1 4) 短時間労働など柔軟な働き方の推進

- 農業法人において、副業等により短時間労働を望む方を受入れられる体制を整備します。
- 農業を学びたいと考えている人に対し、農業の知識や技術を気軽に習得できる環境を整備します。

現状と課題

- 全国的な生産年齢人口の減少や他産業との労働条件・就業環境の違いなどから、今後、農業における労働力の確保は一層厳しい状況になると見込まれています。一方、副業や兼業を認める企業は増えており、農業においても短時間労働など柔軟な働き方を望む方々を受入れる体制づくりが必要です。

具体的な施策

- マッチングアプリの活用等により、会社員の副業など、短時間労働を望む方が、農業を手伝うことができる仕組みを整備し、企業の副業人材等の受入れを促進します。
- 農業法人等における雇用環境を整備するため、必要な施設等の整備を支援します。
- 農業大学校の基礎講座の充実等により、農業を学びたい会社員等が気軽に知識や技術を習得できるよう学習環境を整備します。



短時間労働等の柔軟な働き方

基本方針Ⅱ 農村を守り、地域を支える農業の推進

展開方向1

5) セーフティネットの確保・整備
(1) 農業保険制度の普及

- 災害による被害や市場価格の低下に備える農業経営のセーフティネットとして、収入保険や園芸施設共済など農業保険制度の普及促進に取り組みます。

現状と課題

- 収入保険は、災害や病気・けがによる収穫量の減少のほか、経済環境の変化に伴う市場価格の低下など、経営努力では避けられない様々なリスクで生じる収入の減少を補てんする制度であり、平成31年に始まって以来、加入者数は着実に増えていますが、伸び率は年々鈍化しています。
- 全ての農業者が加入できる農業共済（収穫共済・資産共済）は、自然災害による収穫量の減少等の損失を保険の仕組みにより補てんする制度であり、デジタル技術を活用した効率的な事業運営に向けて、全国農業共済協会による農業保険システムのWeb化が段階的に進められています。
- 園芸施設の損害を補償する園芸施設共済は、47都道府県中第3位の高い加入率（令和6年度：87.3%）となっており、引き続き、自然災害のリスクに対する農業者の備えとして、収入保険と併せて普及していく必要があります。



園芸施設共済パンフレット

具体的な施策

- 農業保険制度の認知度を高めるため、最近の自然災害における農業経営への影響や制度加入によるメリットについて、県政テレビやSNSなどを使って分かりやすく情報を発信します。
- 収入保険については、農業共済組合やJA香川県、農業関係団体と連携して、新規就農者や認定農業者が集まる機会などを利用して効果的な加入の働きかけを行います。
- 農業保険システムのWeb化に当たっては、当該システムへの移行に合わせて、農業共済関係事務の効率化とともに、収入保険のようなオンライン手続きを設けて、加入者の利便性向上を図ります。
- 補助事業で整備された施設が被災した場合の修繕や復旧に備えて、園芸施設共済を中心とした農業保険の加入について、県の補助事業の採択要件とすることを検討します。



収入保険パンフレット

基本方針Ⅱ 農村を守り、地域を支える農業の推進

展開方向 1

5) セーフティネットの確保・整備 (2) 生産資材費の高騰対策

- 化学肥料を低減する取組を支援するとともに、施設園芸の農業者に対して施設園芸セーフティネットへの加入を推進します。
- 畜産経営の安定対策等に対する支援を行います。

現状と課題

- OPECなど原油産出国等の情勢や外国為替等の影響を受けて、燃料、プラスチック製品、化学肥料等の価格は変動しますが、その推移は長期にわたり上昇基調にあり、農業における生産費上昇の要因になっています。
- 化学肥料の使用量削減などの対策や、施設園芸における燃料の急激な価格上昇に対応する必要があります。
- 畜産経営において、生産費に占める配合飼料費の割合が高いことから、配合飼料価格安定制度が設けられており、令和3年以降、シカゴ相場の上昇等を背景にウクライナ情勢や円安も重なったことによる配合飼料価格の高騰により発動が継続し、新たな特例も設けられましたが、令和5年度第4四半期以降、配合飼料価格の高止まり状態は継続しているものの発動されていません。

具体的な施策

- 燃料価格が一定基準以上に上昇した場合に補てん金が交付される施設園芸セーフティネットへの加入を促進するため、当該事業をPRするとともに、加入を希望する支援対象団体や参加農業者に対して申請手続き等のサポートを行います。
- 化学肥料の低減のために必要な堆肥散布車や局所施肥用の機械の導入、土壌診断に基づく施肥などの取組を支援します。
- 今後も畜産経営の安定対策として設けられた各制度への生産者積立金等に対する支援を行います。



飼料価格高騰対策（堆肥散布風景）

基本方針Ⅱ 農村を守り、地域を支える農業の推進**展開方向1****5) セーフティネットの確保・整備
(3) 野菜価格安定制度の推進**

- 野菜価格安定制度を周知して加入を促進するとともに、制度の活用を支援します。
- 実需者との契約取引に取り組む法人等に対し、契約野菜安定供給事業の加入を促進します。

現状と課題

- 野菜価格安定制度は、野菜の種類や産地規模により国や県から野菜の市場価格低落時に価格差補給金が交付される制度です。野菜の生産は自然条件に左右され、計画的に作付けしてもその年の作柄によって需給バランスが崩れることが多く、市場価格が低迷したときの補給金は野菜経営の下支えになっています。
- 国は、この制度でレタス、タマネギ、キュウリなど国民の消費生活上、重要な野菜を指定野菜と定めていますが、令和8年度からブロッコリーが追加される予定です。
- 実需者（食品加工メーカー、外食産業、量販店等）との契約取引を行う農業法人等が、不作時に契約数量を確保するために不足分を市場等から調達する場合等に支援を受けられる「契約野菜安定供給事業」については、本県では2経営体の参加にとどまっています。

具体的な施策

- 他の農作物と比べて価格変動が大きい野菜については、市場価格の低下が野菜経営に多大な影響を及ぼすことから、野菜生産者が安心して農業経営を継続できるよう、国や県の野菜価格安定事業を周知して加入を促進します。
- ブロッコリーは、本県の主要な野菜であり、令和7年度は「特定野菜等供給産地育成価格差補給事業」の対象ですが、令和8年度中に「指定野菜価格安定対策事業」に移行できるよう出荷団体等の取組を支援します。
- 実需者との契約取引に取り組む法人等に対し、「契約野菜安定供給事業」の加入を促進します。

基本方針Ⅱ 農村を守り、地域を支える農業の推進

展開方向 1

5) セーフティネットの確保・整備 (4) 農作業安全の確保

- 農業者の農作業安全を確保するため、農作業リスクに備えた知識や技能の普及・啓発を推進します。

現状と課題

- 農業者の高齢化や農業機械の大型化、地球温暖化に伴い、農業機械や熱中症等による農作業にかかるリスクが高まっており、関係機関と連携して、農作業安全に対する農業者の意識向上のための啓発活動や研修等により、国の掲げる「農作業事故死亡者数を今後3年間で直近の件数から半減する」ための取組を推進する必要があります。

具体的な施策

- 農業者の農作業安全を確保するため、JA香川県、香川県農機具商工業協同組合などで構成する「香川県農作業安全推進協議会」と連携して、機械作業対策に加えて、熱中症対策に関する情報の周知や、全国一斉に実施している熱中症対策研修実施強化期間及び農業機械作業研修実施強化期間を設け、集中的な啓発活動を行います。
- 主な事故要因である農業機械作業に係る死亡事故の半減を目指して、「香川県農作業安全推進協議会」と連携し、農業経験の少ない新規就農者や多様な担い手等を対象とした農業機械安全使用セミナーを開催し、農業者の農作業安全の確保に努めます。



農作業安全講習（耕耘作業）



農作業安全講習（草刈り機の点検）